

令和元年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和元年9月5日（木曜日）

○日時 令和元年9月5日 午前10時05分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第4号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
3. 議案第9号 網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第10号 網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について
5. 議案第11号 網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
6. 議案第12号 網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
7. 議案第13号 財産の取得に係る契約の一部変更について
8. 議案第14号 財産の取得に係る契約の一部変更について
9. 議案第15号 財産の取得に係る契約の一部変更について
10. 議案第17号 財産の無償譲渡について
11. 議案第18号 財産の無償譲渡について
12. 議案第19号 財産の無償譲渡について
13. 議案第20号 財産の無償譲渡について
14. 議案第21号 財産の無償譲渡について
15. 請願第1号 ことし10月からの消費税増税の中止を求める請願
(R1. 6.20 継続審査)
16. 請願第4号 J R 北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）の運行継続についての請願
(R1. 6.20 継続審査)
17. 請願第7号 J R 北海道における単独では維持することが困難な線区（石北本線及び釧網本線）

の維持・存続についての請願

18. 請願第31号 総合的な「公共交通計画」の策定を求める請願
(H30. 12. 13 採択に決定)
19. 陳情第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情
20. 行政視察について
21. 秋季視察について

○出席委員（8名）

委員長	立崎 聡一
副委員長	松浦 敏司
委員	石垣 直樹
	小田部 照
	川原田 英世
	栗田 政男
	澤谷 淳子
	山田 庫司郎

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	井戸 達也
----	-------

○傍聴議員（5名）

金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
村 椿 敏 章

○説明者

副市長	川田 昌弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	後 藤 利 博
観光商工部次長	田 口 徹
建設港湾部長	佐々木 浩 司
水道部長	脇 本 美 三

総務防災課長	伊 倉 直 樹
総務防災課参事	石 井 公 晶
職 員 課 長	寺 口 貴 広
税 務 課 長	高 橋 勉
農 林 課 長	佐 藤 岳 郎
商工労働課長	秋 葉 孝 博
都市整備課長	立 花 学
都市管理課長	柏 木 弦
都市管理課参事	澁 谷 一 志
港 湾 課 長	梅 津 義 則
営業経営課長	野 呂 俊 広
営業経営課参事	佐々木 修 司
上 水 道 課 長	吉 田 憲 弘
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総務議事係長	早 渕 由 樹

午前10時05分開会

○立崎聡一委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、先ほど付託されました議案14件、請願4件、陳情1件、そして行政視察及び秋季視察についての合計21件について審査します。

審査の進行につきましては、最初に農林水産部、観光商工部関係の議案を審査し、理事者入れかえの後、企画総務部の議案を審査します。

その後、理事者入れかえ後、建設港湾部、水道部の議案を審査します。

再度、理事者入れかえ後、当委員会に付託されてます請願・陳情の審査を行います。

その後、理事者退出していただき、行政視察及び秋季視察について協議します。

それでは、議案第1号中、商工労働課所管分の説明を求めます。

○秋葉孝博商工労働課長 議案資料5ページをごらんください。

平成31年度一般会計補正予算企画振興費、北海道利用促進環境整備事業負担金につきまして御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、北海道及び関係線区沿線市町村におきまして、J R北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援の実施にあたり、その経費

の一部を負担するため、追加補正をするものでございます。

2. 補正額ですが、154万円で全て一般財源となっております。

3. 支援内容の概要ですが、(1)支援の対象線区は石北線釧網線を含め、全8線区で、記載のとおりとなっております。

(2)支援の対象経費はJ R北海道が関係線区で実施する定時性、利便性、快適性の向上などの利用促進に資する投資的経費となっております。

(3)支援額は年間2億円で、これを本年度と来年度の2年間実施し、総額では4億円を予定しております。

(4)支援額の北海道と沿線市町村の負担割合は、7対3で記載のとおりとなっております。

(5)関係沿線の40市町村ごとの支援額は、市町村負担分6,000万円を均等割50%、人口割25%、財政割25%で算出されたもので、北海道から金額が提示され、各沿線協議会などにおきまして協議し、既に同意がなされたものです。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 今まで、るる議論があったJ Rの関係が実質的に補正予算という形で出てきたというふうに思いますが、ちょっとわからないので、まず、御説明いただきたいんですけども、この対象経費の部分で言葉では定時性、利便性、快適性の向上というふうにあるんですけども、具体的にどういうものを指すのかちょっとわかりにくいものですから、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○秋葉孝博商工労働課長 J R北海道が実施する大まかな意味合いなんですけども、具体的には、現在J R北海道で実施している一部そのペイントをした車両というのがございます。

具体的には「北海道の恵み」シリーズというのがございまして、この地域には「流水の恵み」道東の「森の恵み」というような、ペイントをした列車が走っておりますが、こうしたものの車両の一部をさらにふやすような取り組みですとか、また今後になりますが「山紫水明」、これも同じくイメージ的には「流水物語号」のようなお金をかけないでラッピングするような車両、こういうものも、このいわゆる黄色線区である8線区で使っていこうということ

が計画がありまして、こうしたものの支援、それから網走駅につきましては、既にW i - F i になっておりますけれども、外国人が増えてるということで、現在、駅にはW i - F i になってないものを進めていくこと、それから既に網走駅ではございますが、外国人の観光客に対して多言語化案内、例えば近隣では遠軽駅っていうのは全くない状況ですので、こうしたところに配置をしていく、そのほかでは冬シーズンの排雪のモーターカー等の機械の改修ですとか、鹿どめ柵の設置ですとか、そうしたものが現在検討されております。

最終的には、北海道が窓口になりまして、補助申請を受けて内容審査の上、年度いっぱい、最終的には決定され、その支援額が交付されるというような流れになっております。

以上です。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

観光列車だとかそういった戦略的な取り組みから実質的な運営に至る部分まで、幅広くということなんだということで理解しました。

それともう1点、それぞれの負担があるわけですが、網走2路線乗り入れてるということで、他の自治体とちょっと状況違うのかなというふうに思うんですが、そこでの負担がほかにも多いんだとかそういったことは何かあるのか、確認したいと思います。

○秋葉孝博商工労働課長 負担の算出の仕方について、よりちょっと具体的に説明させていただきますが、今回沿線にはいわゆる黄色線区、8線区で40の市町村がございます。

まず均等割で6,000万に対して50%ですから、その3,000万を、まず均等に分けましょうということで、定額として75万円っていうのはどの沿線自治体にもまず振り分けられているという状況です。

その上で人口の大きさの案分、それから財政力を示す財政力指数による平均値といいますか、割合出しまして、案分をされておりますので、今お話のあった、2線区を持つてから負担が高いということではなくて単純に自治体数でそれぞれ振り分けて算出されたという金額になっております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

後ほど、これ請願も内容あるかと思うんですが、これ2年間の支援ということですが、先ほど観光的な戦略の取り組みと機関整備というふうになると、どう考えても2年間で成果がバツと出てく

るようなものではないというふうに思いますので、ここら辺も、国、道としっかり議論する中で網走としても、この事業の継続性というかですね、もっと長いスパンを見越して取り組んでいく必要を訴える必要があるんじゃないかなと思うのですが、その点のお考えは何かありましたら伺います。

○秋葉孝博商工労働課長 このたびの地域の負担ということにつきましては、昨年度からいろんなお話がありまして、まず、J R北海道に対して国土交通大臣が発出した監督命令というものがございまして、これにつきましては、金額は明らかにはなっていないんですが、いわゆる黄色線区のほうで同水準の負担を求めるという一文がございまして、この中で昨年、北海道が取りまとめを行いながら国と交渉してきたという経過がございます。

この中で同水準というのは幾らなのかっていうことで、そうしたさまざまな議論と地方に負担を求めらるのであれば、地方財政計画にしっかりと載せて地方財政対策措置を講じるようにということをやってきたんですが、結果として、これにつきましては見送られたという経過がございます。

こうした中におきましても、今その北海道及びその沿線自治体として支援できる範囲の中で負担をしましょうということで、今回、上程しているのは、主に先ほど説明した内容の投資的経費でありまして、これとは別に、利用促進はそれぞれの沿線自治体で取り組んで別に予算を計上しておりますので、まずはこの2年間負担をして、今年度来年になりますが、北海道を中心としてですね、またいろんな面で負担の軽減などを求めていくと、そういった流れになっております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○山田庫司郎委員 きょうの新聞にもJ R北海道の路線ごとの赤字のやつも載ってましたけれども、非常に運営が厳しい状況が、新聞等にも載ってましたし、とりわけ期待をしてた新幹線が、非常に赤字を出しているということも今後の心配な部分もひとつあるわけですが、今回154万円ということで、今、川原田委員のほうから質問あったことについて、私もどういう内容なのかと思ってたことについても答弁いただきましたので理解するところあるんですが、それでこの40市町村なんですが、オホーツク的には釧網線と石北線については、それぞれ対策の関係市町村集めていろいろ議論してきている経過がありましてね、これ、沿線というのは本当に線路

が走っている自治体だけということなんですか。

それとオホーツクのには、例えばですが、北網、紋別、雄武、興部、西興部等については鉄路がないんですが、佐呂間等も含めてですが。

こういうところの自治体とオホーツクのな部分では何か議論、別議論というのはされているのかどうか、もしわかれればお聞きをしたいと思います。

○秋葉孝博商工労働課長 今、議員おっしゃるとおりでして、本件につきましては、期成会の中でさまざまな議論がなされてきました。

先ほど御説明した40自治体というのは、あくまでも北海道が沿線の自治体に示した金額となっております。

こうした交渉が昨年の暮れから継続的にやってきたんですが、その中で、期成会でいろんな議論をしておりましたので、オホーツク管内につきましては、ある程度の負担をするということで議論がまとまりまして、まず紋別市、ある程度の大きいところで、それから訓子府、津別など一定の駅利用者が実際にいるという団体につきましては10万円を、全く駅の利用が見込まれない、例えばですが、滝上町ですとか、興部町につきましては5万円を出すということで、このオホーツク圏に限ってのことですが、そうした形で支援を少しでもしたいという申し出がありまして、期成会の中で、こうした沿線でない団体で約80万円の負担をするということになりました。

結果、釧網線はどうしても地域に限られますので、石北線の部分でいきますと、北見、網走、美幌、遠軽、大空とありますが、この80万円を均等に分けて、16万円の軽減をしたという結果で、今回お示している金額、端数があるんですが、これは16万円を差し引いた後の網走市の負担というふうになっております。

以上です。

○山田庫司郎委員 今、課長言われたように、今までの経過も含めて、線路がない自治体もオホーツクのにやっぱりしっかりかかわってこういう経過がありましたから、今報告受けて、金額別にしてくださいね、やっぱりみんなで支えていこうと、こういうような気持ちがまた期成会の中にあるということで、ちょっと安心しました。わかりました。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございますか。

○栗田政男委員 説明を聞いていて、いよいよ我々

の市税を投入する時期が来たなっていうふうに捉えているんですが、今後、多分この様な金額、今回は、多分全体からすると異常に少ない金額の財政指数なんですが、この先まだまだふえるというふうに原課は捉えているんでしょうか。

○秋葉孝博商工労働課長 今回の件につきましてはおおむね2年間ということで、一定の協議が整ったというふうに認識をしております。

課題といたしましては、そもそも、その国鉄清算事業団の債務処理法という法律がありまして、現在、基金の運用を含めてJR北海道が何とか経営が成り立っているという実態がございます。

これについては、当時JRの改革の中で平成32年度というのが一定の法律の期間というふうになっておりますので、この期間の延長ができるか、さらには抜本的な地方財政対策といいますか、交付税措置のような、そうした沿線自治体に対してそうした措置がとれるかというのが大きな焦点になるというふうに認識をしております。

○栗田政男委員 いろんな市、行政単位で支出するというのは、なかなかこれから先大変な状況ではないかと思うので、これは何度も私は申し上げますが、JR北海道といえども民間の企業であります。

それに対して、税金の投入をするというのは、やはり慎重な考え方、将来を見通したしっかりとしたものがないと無意味な投資になってしまう傾向が強いと思いますね。

だから、そういう中ではやはり生きたお金の支出の仕方をしていただきたいという思いが強くなります。

そういう中で片やJR北海道は、札幌駅新幹線の延伸にあわせて巨大なる投資をして整備をしようとしています。

もうかるところはどんどんどんどん投資をして整備をするのに、地方のもうかってない路線については、「皆さんがお金を出してくれるんなら維持しますよ」みたいなスタンスで、この先いかれるのであれば、それはとんでもない話でありますし、企業としてのやはり責任が、そこにしっかり担保されなくてはいけないというふうに考えます。

そういう中では、私はいずれは維持できない線路が多々出てくるっていうこと、これ必然的にしようがないことだと思っていますので、そこまで延命をしながら、徐々にソフトランディングしていくような感覚で、今、多分皆さん動いてるんでしょうけれ

ども、これはもう相変わらず私は変わりません。

早い時期に英断をして、採算ベースに合わない路線については、残念ながら廃線を決断するっていうのが、やはり北海道の方向性としては正しんではないかなと思ってます。

それは私の考え方ですから申し述べたいと思います。

今後いろんなことで、このJRの問題、やはり公共の交通機関ですから、なくてはならないという前提は、それは十分にみんなが理解してるわけですが、そういう中で利用促進をただけで本当に維持が可能なのか、どれだけふえていくのか、採算、売り上げがどれぐらい上がっていくのかというのは非常に大事な話なんですね。

売り上げが上がらないのであれば、ここで財政出動しても何の意味もないというのが私の持論であります。

それについての見解、何かあれば聞かせていただきたいと思います。

○秋葉孝博商工労働課長 JR北海道の経営の状況について、簡単なイメージをしていただけるような数字でお話をさせていただくと、鉄道事業では約400億円の赤字です。

けさも新聞にありましたが、これ札幌千歳圏、札幌圏でも赤字ですので、そもそも鉄道自体が北海道では成り立たないのは、これ事実でございます。

この400億円の赤字を、基金を150億円活用してまして、これで赤字を穴埋め、この残りの250億円につきましては、国からの補助で約200億円、そして残りの50億円につきましては、今、お話がありましたが、非常に札幌圏のホテルですとかJRタワーの経営状況は、今のところ不動産事業としてはかなり収益を上げています。

それでも50億円、この黒字を全て赤字に補填をして、なんとかJR北海道が単体ではなくグループとして成り立っているというのが現状でございます。

こうした大変厳しい中で、利用促進に努めたということで、これが黒字に逆転するということはまずないという前提で、まず国から求められていることは、やはり地域でまず考えることが必要だということが今問われているということです。

国が支援するしないにしても、地域が必要としなものは当然国も支援をしない。

それから、そうした熱意があるかどうかというのは、これ現状として8線区では市的には試されてい

る状況ということがありますので、まずは地域に根差した利用促進を行ないながら、いろいろな情報収集をさせていただきながら、なんとかまずは2年間その先の5年間、第2期アクションプランの時期がそのとき令和5年度までありますので、まずこの期間は、維持前提で、さまざまな取り組みをしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 全体で、単体、事業体としては黒字には絶対持っていけないという説明を受けました。

そういうことになってるらしいですね。

公共機関という使命ですから、たとえ多少の赤字が出ようが、国民市民がその利便というか、メリットが出るのであれば、それは当然国をあげて協力するというのは当然のことだと思います。

そういう中で大量輸送に関しては、やはり鉄道にかなうものは今のところまだ出てません。

幾ら陸路が、道路網が発達しても、1回に多くのものを短時間で運ぶにはやっぱり鉄道が一番有利だというふうに考えてますし、当市においては一次産業が中心ですから、そういう輸送というものの、大量輸送が必要になってくる特別な地域であります。

そういう面からすると、採算を考えないのであれば、釧網線などはこれからの第一次産業の生産物を港に運ぶ、釧路に運ぶという意味では、非常に大事なルートではないかなと思います。

できるならば残してほしいという思いも強くありますが、いかんせん採算ベースにのるだけの利用率、いろんなもので維持管理に莫大なコストがかかる、冬季間のいろんな問題もあるということで、非常に難しい問題の選択を迫られてるのではないかなと思います。

今後とも協議をしながら、いろんな考え方がそれぞれの市民の皆さんも持ってます。

早くやめたほうがいい、いやでも鉄道がなくなるとまちが死んでしまうよ、沿線自治体が死んでしまうよと、それは我々は湧網線の廃線によって現実に見てきて、現実には体験をしてみて感じております。

それはよくわかってます。

よくわかってる中で、やはりそうは言っても、これからどんどんどんそこには税金を投入して赤字を埋めていくっていうのは厳しいんじゃないかなっていう思いでお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございますか。

○澤谷淳子委員 すみません。

ちょっとお尋ねしたかったのが、7月1日から駅中の観光案内所が、その隣のところにきちんと施設を作って、そこで案内所を始めましたが、その予算というか、それはこれにも含まれますか。

○秋葉孝博商工労働課長 今回の予算には含まれておりません。

駅の案内所につきましては、平成31年度当初予算に観光費のほうに予算を措置しまして、移転しております。

○澤谷淳子委員 ありがとうございます。

わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 本年度154万円の追加で補助を出すということなんですけれども、来年度も同額を支出する予定ですか。

○秋葉孝博商工労働課長 今回の支援につきましては2ヶ年の計画をしております、全沿線の協議会等におきましても、2億円同額の支援を来年度は、当初予算ベースで実施するということで協議が整っております。

○石垣直樹委員 わかりました。

ありがとうございます。

今、答弁の中で、利用促進に投資しても意味がないというような答弁がございましたけれども、であるならば、この補正予算の意味がないのではないかなと思うんですけれども、それはどのようなお考えでしょうか。

○秋葉孝博商工労働課長 私、先ほど意味がないという説明はしたつもりはないんですが、利用促進をしてもその赤字を解消できる範囲ではないという趣旨のことを説明を申し上げたつもりです。

以上です。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

ではこれは、赤字を解消する目的のための追加補正ではなくて、利便性を上げるための補助金だということで、そういう認識でよろしいですか。

○秋葉孝博商工労働課長 これ、昨年からの若干経過があるんですが、まず監督命令が昨年発出されまして、国から、国と同水準の支援を地域も負担するようにという話がまず一つございました。

その中で国の支援額については単年度約200億円ですので、それを同水準ということは、その金額はいくらかというのが、北海道それから沿線地域としてさまざまな議論をしてきたところでございます。

結果的に北海道を中心として、国土交通省との交渉の結果、この2億円に落ちついたっていうのが結果でございまして、この期間としては、本年度と来年度ということがございますので、まずこの2億円につきましては負担をした中で、それぞれの地域はアクションプランに基づきまして利用促進に努める、そうした中でさらに国に対して抜本的な支援を要請してまいりたいと、そうした考え方でございます。

○石垣直樹委員 わかりました。

ありがとうございます。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第1号中、農林課所管分の説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案資料7ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度一般会計農業振興費、畑作構造転換事業補助金の補正予算について御説明いたします。

まず補正の理由につきましては、国の進める畑作構造転換事業を活用し、規模拡大に対応した競争力のある、畑作産地への構造転換に向けた農業用省力作業の機械の導入に対し、補助するため追加補正をするものです。

具体的な事業内容についてですけれども、市内の営農集団・利用組合及びJAオホーツク網走で購入しようとする、ポテトハーベスター5台、ビート移植機3台、豆類コンバイン4台、ポテトプランター2台と、牽引のためのトラクター5台、計19台の省力作業用機械の導入に係る経費1億8,296万5,594円に対して、補助要件の上限2分の1以内であります8,370万2,000円を助成するものとなっております。

補正額につきましては、歳入歳出ともに8,370万2,000円を補正するもので、補正後の予算額は1億2,159万6,000円となります。

財源につきましては全額が道補助金でございます。

続きまして、議案資料8ページをごらん願います。

同じく平成31年度一般会計農業振興費、農業振興施設整備事業補助金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由につきましては、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、オホーツク網走果樹部会が実施する観光果樹園の作業機械の導入に対し、補助す

るため追加補正をするものです。

具体的な事業内容についてですけれども、昨年度採択を受けました本事業の作業機械の導入において、胆振東部地震の影響により、昨年度内に納品のめどが立たなくなったことから、本年度新たに事業申請を行うもので、オホーツク果樹部会の3戸の果樹園地において高所作業所3台を導入する経費405万円に対して、補助要件の上限の2分の1内であります190万円を助成するものとなっております。

補正額につきましては歳入歳出ともに、190万円を補正するものであり、財源につきましては全額が道補助金でございます。

説明については以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○山田庫司郎委員 大変ありがたい補助事業ですね。全道、全体見ながらということで、ここ3年ぐらいこの事業あるかなかというふうにちょっと記憶してるのですが、途中で、こういう形で補正で出てくるケースが多いんですが、この事業というのはもうちょっと続く予定があるのかどうかと、それと網走市として地域から要望まだ上がってて、達成されてない部分というのが、まだ大分あるのかとか含めてですね、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤岳郎農林課長 この畑作構造転換事業についてはですね、平成30年度の補正の事業となっております、国のほうで30億円の予算が計上されているところです。

その補正の中で成果目標がポイントによって、申請をして、採択を受けているものでございまして、今回うちで上げた機械については全て採択をいただいているところです。

今後また同じような枠組みで出てくるというようなことも考えておりますので、それが出てき次第ですね、また農協等に照会をかけたりもしてですね、その事業を実施していきたいというふうには考えております。

○山田庫司郎委員 アメリカとの交渉を含めてですね、まだ見えてない部分もありますから、北海道の農産物がどうなるかという意味では、やっぱり畑作にも力をつけてもらわないと、北海道の農業が大変になると聞きますから。

そういう意味で、国の補助ですし、道を介して補助金が入ってきているんだと思いますけれども、その都度その都度、大体予算枠で地域に要望を聞くんですか。それとも全体聞いてて、できなかったとき

ありますものね。

予算によって聞いているのかな、聞きとりは。

○佐藤岳郎農林課長 予算ではなくてですね、あの、やはり地域の要望を先に聞いた中で、それを出して、そのポイントで線引きされて採択になるということで、今回たまたま全て採択になりましたけれども、そのポイントによっては、残念ながら採択にならない事業もあるというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 そしたら、今までの経過の中では大体、要望が出た分については、対応してきたと。

そういうことでほかには要望はないの。

要望は大分残ってるの。

手持ちっているのはあるのかどうか、そこを聞きたいです。

○佐藤岳郎農林課長 こちらに上がってきているものは、全て上げて採択を受けさせていただいているところです。

○山田庫司郎委員 わかりました。

ぜひ、国にもこの事業というのですね、継続含めてしていただければ。

次の果樹園のやつも名前は違いますけど、畑作振興対策ですから、それもあわせてよろしくお願いをしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りいたします。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部、農林水産部所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それではここで理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第1号中、企画総務部所管分の説明を求めます。

○高橋勉税務課長 議案資料6ページ、資料1号をごらん願います。

議案第1号、平成31年度一般会計補正予算中、賦課徴収費、過年度還付金及び加算金について御説明を申し上げます。

1の補正の理由及び内容ですが、対象の税目は法人市民税と個人市民税です。

まず、法人市民税ですが、市内に事業所を有する法人の多くは、法令に基づき、前期事業実績税額の2分の1の額を法人市民税として中間申告し、納付することとなります。

平成31年度の法人の確定申告において、事業実績が前年を下回るなどの理由により、中間納付額の還付を要する法人が増加したこと。

加えて、法人の決算月の関係で、中間申告が前年度に行われているため、過年度の還付となったことによるものです。

次に、個人市民税ですが、扶養控除の追加や医療費控除などを理由とする確定申告が増加し、還付が増大したことにより予算に不足が生じるため、今回追加補正を行うものです。

2の補正額ですが、補正前の額が1,500万円に對しまして、1,000万円を追加し、補正後の額は2,500万円となります。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 個人法人それぞれ理由はわかったんですけども、ちょっと割合というか、どの程度法人か、どの程度個人か、というのがわかればと思うんですが。

○高橋勉税務課長 補正額の1,000万円のうち、70%にあたる690万円相当が法人の分、それと個人の分が310万円と想定しております。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

○松浦敏司副委員長 いわゆる予定納税をして、最終的には3月に総額を納めるというのが、法人なり個人でも、一定の所得のある人たちはそのようにやっていますが、例えば、この法人でいいますとね、およそ690万となると、相当の額が当初の予定より所得が減少したというようなことだと思うんですが、まず、具体的名称は別として、こういった要因といいますか、中で、そういう大幅な所得の減少になったのか、その辺どのようにお考えですか。

○高橋勉税務課長 個人の決算の中身でございますんで、具体的にどういった要因で法人としての収益の減につながったかまでについてはですね、私どものほうでは把握していない状況です。

○松浦敏司副委員長 いわゆる法人、一定の大きな会社だと、グループで連結決算というのをやったりするんですね。

だから、一社一社でいうと黒字になってても、同列の会社が、大きな赤字を出せばトータルとしてはマイナスになって赤字になるというのが、連結決算の特徴で、これは大手の企業にしか対象とはならないんですが、そういったことがひょっとしたらあるのかなというふうに思ったので、その辺を詳しい中身まではわからないにしても、そういったことがあったのか、連結決算によって結果として、法人の所得が減少したというふうに捉えていいのか、その辺伺います。

○高橋勉税務課長 法人名については、ちょっと申し上げるわけにはいきませんが、そういったことも要因の一つではないかなというふうには考えております。

○松浦敏司副委員長 はい、わかりました。

いずれにしても、所得が減少して税を納めるのが減少をするというようなことは、網走市にとっては、なかなか厳しいものだというふうに思います。

しかし、これは法的にはやむを得ないことでありますから、それは理解いたしました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りいたします。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部所管分について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第4号、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料22ページ、資料2号をごらん願います。

議案第4号、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法に規定する欠格条項から成年被後見人等に関する項目が削除されたことから、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正する条例は網走市職員給与条例、網走市職員退職手当支給条例、網走市企業職員の給与の種類及

び基準に関する条例、網走市職員の任免及び服務に関する条例の4条例でございます。

改正の内容についてであります。1点目は、職員が成年被後見人等に該当したことで、地方公務員法に規定する欠格条項により失職した場合の給与及び退職手当の取り扱いに係る規定の削除でございます。

2点目は、条文の整理を行うものでございます。

なお、いずれの件につきましても、この改正に伴いまして、給与や退職手当の支給内容等に変更が生じるものではございません。

施行期日につきましては、令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○山田庫司郎委員 中身については理解します。

ただちょっと、施行期日が12月14日というのは、ということなのか、10月1日からできないものなんですか。

○寺口貴広職員課長 こちらの施行期日につきましては、法律のほうで公布から6か月以内ということで、そこで施行日が決められていることから、12月14日の施行ということになります。

○山田庫司郎委員 公布から6か月以内。

○寺口貴広職員課長 そうですね。

○山田庫司郎委員 以内なら1か月でもいいのかい。

○寺口貴広職員課長 6か月以内で、政令で定める日ということが決まっております、交付されたのが6月14日ですので、そこから6か月後で12月14日ということで決まっております。

○山田庫司郎委員 6か月以内ということは3か月でもいいという解釈でいいのか、6か月を超えないとできないのか、その表現だとちょっとわからないので説明して。

○寺口貴広職員課長 法律の中ではそのように規定されて、6か月以内で政令で定める日ということになっておりまして、政令で12月14日と定められましたので、12月14日が施行であります。

○山田庫司郎委員 わかりました。

政令で決まったということなら、そう言っていただければわかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

議案第4号、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第13号、財産の取得に係る契約の一部変更についての説明を求めます。

○石井公晶総務防災課参事 議案資料50ページ、資料11号をごらん願います。

議案第13号、財産の取得に係る契約の一部変更について御説明を申し上げます。

初めに、契約変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、契約の一部を変更するものでございます。

次に、契約変更の内容でございますが、令和元年6月27日に議決をいただいた財産の取得に係り、同月28日付けで契約を締結いたしました、網走市緊急告知防災ラジオ整備事業売買契約書につきまして、本年10月1日からの消費税率改正に伴い、表に記載のとおり、契約金額を133万7,000円増額するもので、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 増額で133万7,000円ということなんですが、これ議論してきたときに委託生産ということで、部分的にできあがった順番に納品してもらおうという話だったかというふうに思うんですが、そういうふうな形でいって、増税前に納めていただける部分を納めていただいて、ということなどで、増額も抑えるということができなかったのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどのようなお考えなのか伺います。

○石井公晶総務防災課参事 こちらの緊急告知防災ラジオの購入に当たりまして、これを取り扱う事業者からお話を聞いたところ、納品までには6か月かかるということをあらかじめ確認をしておりましたので、履行期限を決める際にしても、そのことを踏まえて契約を交わしたところでございます。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 ちょっと議論したいんですが。

国税庁の考え方も含めて、網走市も契約した時点で、10月にもしかしたら消費税が上がるという可能性っていうのは頭に入れてましたから、春の契約段

階では、消費税が上がった段階では、少額の契約変更するという事で動いていたように聞いてました。

私たち議員もですね、この契約のときに、その消費税の考え方がいろいろありますから、ないものだと思ってしゃべっている人もいますし、そのときに上がった場合については、既に契約されたものについてはどうするんだということは質問もしてなかったんですが、それで、これはですね、今回そのラジオの関係で、今提案いただいておりますが、この後の除雪グレーダーもそうだし、スクールバス、それから工事、土木工事、建設工事も全てかわかろうと思うんです。

2,000万円以上だと議会の承認というのが規約にありますから、ほかの部分は出てきませんけれども、理解はするんです、公共事業ですから。

ただ、6月に契約をしていて、消費税が上がる可能性がありますと。

工期が12月っていうのもありますし、例えば、参事ともちょっと話した経過ありますが、6月に契約して10月に工期があった場合については、ほとんど物ができているんじゃないか。

そうしたら物も含めて、消費税は8%で受注した会社は、買って品物を作ってくるんじゃないかという、現実的な話をしますとね。

ただ、完成して引き渡しを受けた時点というお話をお聞きしましたから、そこにこだわるとなれば、これはもうやむを得ないんだと思うんですが。

大事な税金を使うわけですから、何らかの、やはり節約ができればという、ちょっと思いがあったんですがね。

この辺はやっぱり、どういうことなのでしょうね。

石井参事に聞くのも、他のやつも全部該当してくるんですけども、契約の関係ですから、総務経済委員会ですから、企画総務部長もいますし、副市長もいるんで、もしその辺の考え方、これ土木工事もそうなんですけどね。

○立崎聡一委員長 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時01分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

答弁から。

○石井公晶総務防災課参事 はい。

今回の緊急告知防災ラジオの納品の部分につきま

しては、10月1日以降の納品ということで業者から聞いておりまして、契約の期限につきましても、12月中旬、12月20日という形で契約を取り交わしております、その時点では消費税率は10%ということをお認識しておりますので、当初は8%で契約を交わしますが、納品時にはその部分を契約変更という形で、消費税分は負担をさせていただくという形の契約を、今回はさせていただいておりますので、御理解いただければと思っております。

○山田庫司郎委員 あくまでも完成をして、引き渡した時点の日にちで考えさせていただくということで理解しました。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 すいません、もう1点ちょっと確認したかったんですけども、今る議論あったんですが、契約の相手方は、もちろん部品の仕入れなので事前に、この契約に至るまでいろんな取引が発生して、それは消費税8%で取引されているんですよね。

それで、今回10%に上がって、8%の消費税のときに仕入れたものが10%で、あとでそれは消費税として支払わなくちゃいけなくなるってことで、ちょっと負担がふえることになるんですね、取引してる側の相手としては。

ということも含めて、相手はそれを了承しているのかどうなのかっていうのをちょっと確認したかったんですが。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時05分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

川原田委員の質問から。

○川原田英世委員 今、事業者には負担がふえると言いましたが、負担がふえるというか、そこに幅が出ると。

最初の契約のときからは、ちょっと状況は変わるということですけども、それに対して相手先は了承しているということで理解していいのか、伺います。

○石井公晶総務防災課参事 この消費税の取り扱いに際しましては、国税庁のほうからも取り扱いのQ&Aというものが示されておりまして、その中では、仕入れの際に消費税8%で仕入れたものに対しても、施行後の部分につきましては、新税率10%で、それは計算されるというようなことが示されて

おりますので、その部分については事業者のほうも理解をしているというふうには考えてございます。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司副委員長 今の議論聞いてても、非常に消費税というものが相当きついものだ。

企業にとっても、いずれにしても大変なことだというふうに思うのですが、いわゆる法律がそういうふうに決まっているので、消費税が10%という形で今回補正をしているわけですが、仮の話ですが、例えば今回の、これが通らなかったとした場合は、この場合は今度、その負担は、いわゆるこの相手側の会社に、その消費税の分が負担になってしまうというふうに考えてよろしいですか。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時10分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

○松浦敏司副委員長 ちょっと、私の質問が、あまり適切でなかったというようなこともありますので、基本的には、法的に8%から10%に引き上げられているということですから、これはやむを得ないというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りいたします。

議案第13号、財産の取得に係る契約の一部変更について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それではここで理事者入れかえのため、休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時14分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

続きまして、議案第1号中、建設港湾部所管分の説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料9ページをごらんください。

平成31年度一般会計、港湾管理費、港湾海岸漂着物等処理事業の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容であります、北海道の補助金を活用し、港湾区域内の漂着物を処理するた

め、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途といたしましては、海岸漂着物の処理業務委託料として200万円を追加補正いたします。

処理対象エリアについては、10ページに位置図を添付しておりますので、あわせてごらん願います。

2の補正額であります、(1)の歳出予算につきましては資料に記載の款項目事業名に新たに200万円を追加補正し、財源の内訳は記載のとおりであります。

(2)の歳入予算につきましては記載のとおりであります。

続きまして、議案資料の11ページをごらんください。

平成31年度一般会計、港湾管理費、親水防波堤改良事業の補正予算について御説明を申し上げます。

1の補正の理由及び内容であります、国の補助金を活用し、親水防波堤ばば260の修繕を行うため、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途といたしましては、改良にかかわる工事費として1,200万円を追加補正いたします。

工事の内容については、12ページに位置図を添付しておりますので、そちらをあわせてごらん願います。

現在、ばば260は、老朽化のため展望スペースのボードウォークを全面撤去し、一部を閉鎖している状況となっております。

今回、その展望スペースの一部を擬木により補修し、あわせて照明器具の一部を補修いたします。

また、第4埠頭から川筋地区に至る導線にクルーズや観光で来網したお客様等への構内誘導看板を設置するものであります。

2の補正額であります、(1)の歳出予算につきましては、資料の記載の款項目事業名に新たに1,200万円を追加補正し、財源の内訳は記載のとおりであります。

(2)の歳入予算につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○小田部照委員 海岸の漂着物の処理ということで9ページですね。

200万円とありますが、今、世界的にも海のごみ、特にプラスチックのごみが海の生物にすごい悪影響を及ぼしているということで、2050年にはプラスチックごみが魚の量を上回るとも予測されている

ところでありますが、網走に漂着されるごみというのはどれぐらい、年間ぐらいの量でどのような内容のものなのか伺います。

○梅津義則港湾課長 網走全域ということでは把握はしておりませんが、今回行うのは港湾課で所管をしております港湾区域内の海岸といったところでございます。全域となりますと、そのほか鱚浦地区ですとかそういった地域となりますと、また北海道の所管する海岸というのがございますので、またそちらのほうは数字的には把握しておりませんが、この港湾区域内に限って申しますと、平成26年に以前清掃を実施した実績がございまして、そのときに回収したごみの量は13トンということになっております。

漂着物としましては今、委員のほうでおっしゃられましたプラスチック系のごみですとか、主に多かったのは、やはりあそこの地区は流木が多かったということでございます。

そのほか、漁網ですとか浮き玉、タイヤなどが漂着していたということで、それを処理したという記憶がございます。

○小田部照委員 これは26年度に一度、ごみ処理してきた実績があるということですが、毎年のように市民のボランティア活動さんですとか、漁組の組合のほうでごみ処理とかしてと思うんですけども、こちらの委託業者というのはどちらになるでしょう。

○梅津義則港湾課長 今回、委託する先ですけども、今後、開催いたします指名委員会のほうで、その辺は指名をしていくということとなりますが、基本的には網走市の入札参加者名簿に登録されている事業者ということになります。流木が多いものですから、流木の処理についてはその流木の処理をできる業者ということで考えておりますし、そのほか収集運搬につきましては、市内の清掃事業者、建築業者、そういったところで考えているところでございます。

○小田部照委員 今、ごみの種類、流木が多いというようなお話ありました。

もちろん流木もあるんでしょうけれども、僕もごみ拾いには毎年参加させていただいていますが、漁網でしたりとか地元からやっぱりポイ捨てされるプラスチック、ペットボトルですとか、そういうごみもすごく多いんですが、こういうごみの種類によって、海ですから海外から流れるものもあったり、今

はそういうごみの内容はあまり把握されていないということなんでしょうか。

○梅津義則港湾課長 この事業をやるに当たり、事前に現地の調査はしておりますけれども、やはり1番目立って多いのは流木ということで、その中に委員もおっしゃられております漁網ですとか、そういったプラスチック系ですね。

ペットボトルですとか、瓶とか缶とか、そういったものも混ざっているところでございます。

○小田部照委員 漂着物の処理ということで大変必要なことなんですけれども、漂着物、流木は別でしょうけれども、やっぱり地元から出るポイ捨てごみだとかが非常にどこの海岸地域でも多いと思うので、そういったごみの出ないような施策も必要になってくると思いますが、今、網走市はどんなものがあるのか。

施策、考えているものがあれば、お聞きしたいと思います。

○梅津義則港湾課長 やはり道路ですとか、そういったところにポイ捨てされたごみがですね、風にのったりとかしまして、川などにたどりついて、最後は海に出てしまうですとか、あとは海岸に見にこられた方ですとか、釣り客ですね、そういった方が置いていったごみとか、やはり海に出てしまうということが多くあると思いますので、そういったところを、ポイ捨てしないような取り組みということで、啓発をしていきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 わかりました。

一次産業が盛んな網走の漁師さんにとって大切な海ですので、そういった環境にごみを捨てられないような施策、拾うのも大事ですけども、施策も必要になってくると思います。

その辺も今後協議させていただきたいと思います。

これは、ちなみに今後毎年続けられていく事業なんでしょうか。

○梅津義則港湾課長 ごみの量にもよるんですけども、今のところ毎年ということでは考えておりませんが、その年の時化ぐあいによっては流木の堆積する年もありますし、あまり堆積しない年もありますので、その辺は状況を見ながらということになりますが、やはり何年かに1回というような間隔で、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 毎年状況によってということでしょうけれども、年々本当にごみは増加していく一方なので、ぜひ、毎年必要な事業だと思しますので、よく検討して実施していただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 今、るる質問あったところですが、ごみを処理しなくてはいけないということはよくわかるんですが、人工物としてのごみという認識で流木を漂着物として処理をする必要性が、僕はよくわからないんですが、その点、理由を教えてください。

○梅津義則港湾課長 基本的に流木も漂着ごみというのは一般廃棄物になりますので、そのまま処理をすると、明治のごみ処理場に入れるというような形になりますが、網走市にはそういった木材を再利用している事業者がありますので、家畜の寝わらっていいんですか、そういったものに再利用している事業者がありますので、リサイクルできるものはリサイクルをしていこうということで考えております。

○川原田英世委員 漂着物である木材も、そうやって利活用できるものは利活用するということですが、知床での取り組みで漂着物としての木材だとかそういうものが自然分解されることによって、やはり海への有機物としてのエネルギーになっていると。

自然にあまり人間が手をかけるのはいかなものかということを知床に行って話を聞いてて、なるほどなというふうな思いをしたことがあります。

人工物の処理ってのは大切なことだというふうに思いますし、砂に埋もれている漁網なんて、よく、僕らも毎年ごみ拾いとかするんですけども、すごく大変で。

なかなか市民ボランティアとかでは処理できないような人工物のごみがあることも事実なんですけれども、そういうときに、自然物のごみというのはなかなか撤去することはないですよ。

その必要性がちょっとどこにあるのかなと思って伺ったんですけども、有効活用するんだということで理解しましたが、ただ、木材をそのように処理するということは、今の説明の一部ではちょっと私もわからない部分があるんですけども、少し調べてみたいと思いますが、この市の区域外では道の管轄になるんですけども、そこは道のほうで何か取り組みを行うというのはあるのか、そこも確認したいと思います。

○梅津義則港湾課長 やはり道のほうでもですね、以前ありましたクリーンエネルギー基金を使ってごみを処理したといったようなことはございますけれども、北海道ですから網走市に限った海岸ではなくて、全道的に取り組みを行っているといったような実績はあるかと思います。

ことし、北海道が網走の海岸でどういった漂着ごみに対して対策をとっているかというのは、申しわけないですが今、把握はしていないところでございます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号中、建設港湾部所管分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続いて、議案第9号、網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課参事 議案資料35ページ、資料7号をごらんください。

議案第9号、網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

1. 趣旨でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることから、占用の期間が1か月未満の場合の消費税課税について、当該条例の所要の改正を行うものであります。

2. 内容でございますが、具体的割合を定める規定から、消費税法及び地方税法を引用する規定に改めるものであります。

3. 施行期日は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

資料の36ページに、条例の新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 細かいことですが、新旧対照表の中でですね、以前までは1.08を乗じてという数字をうたっているんですが、今回からは消

費税額に相当する額という形で、実は入ってないですね。

これは何か理由はあるんですか。

国のほうの法律がこういうふうになってるんだと思いますけれども、何か理由があるんですか。

○澁谷一志都市管理課参事 消費税は国が定めた間接税でありまして、税制改正に伴う条例改正という認識でありますので、委員の答弁になっているかわからないんですが、この引用方式というのは問題ないのではないかとこのように考えております。

○山田庫司郎委員 私としては、これ以上消費税は上がらないほうがいいという考え方をもってものですが、これからやっぱり国の今の予算を含めてですね、借金が相当ありますから、消費税ということの、これからの増率というのはありうると思うんです。

もし、これが上がったときには、これは一切いじらないでこのまま使えるという意味も含めているんですか。

○澁谷一志都市管理課参事 そのとおりでございます。

○山田庫司郎委員 難しいのかどうか、1.1っていうのもあるのかどうかですが、1.1になったんですから、私は数字をきちっとうたうべきではないかと思うし、その都度の消費税率の変化があればですね、やっぱり率をきちっとここに条例の中に入れるほうが私はベストではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○佐々木浩司建設港湾部長 前回、消費税の改正のとき、平成26年に8%に変わったときに、それを引用する条例がかなりできました。

今回、土木のほうで調べたところ、こういう数字の1.08っていうのが見つかったんですが、市の中で取り扱いについて混在している状況ですので、今回、それに合わせた形で引用させていただくという形で考えました。

○山田庫司郎委員 混在してるというのは、ほかの手数料、使用料を含めて、今回見送ったやつもありますけれども、そういうやつが、こういう形になってるっていう意味の混在なんですか。

それに合わせたという。

○佐々木浩司建設港湾部長 水道使用料ですとか、そのほかの手数料関係もそうだったんですが、その平成26年の3月の議会だったと思うんですが、そのときに、その消費税の税率について議論を

させていただきました。

そのときに、引用をさせていただくという条例がかなりできたわけなんですけど、今回、残ってたので、あわせて引用をさせていただくということに改正させていただきたいということで、今回、提案させていただいたものでございます。

○山田庫司郎委員 頭がかたいからわかんないのですが、引用したということはほかにもあるということで、それにあわせてっていう理由ですね。

だから、流れとして市は、今度は全部これに統一されますよ、消費税に対する分については。

○佐々木浩司建設港湾部長 市全体の中で、そういうこととといいますか、引用されている状態であるのが現状ですので、今回、都市管理課の部分でこの部分残ってましたので、あわせていただくと、統一させていただくと、そういうことで提案させていただいております。

○山田庫司郎委員 管理条例と、河川占用料も同じですが、建設関係のこの条例がこういうことだったんで、今回それは、ほかのやつの条例の内容にあわせたいと。私も勉強不足で、ほかのを見てないでちょっと比較してしまって申しわけないですが。

いや、それなら理解しましたけれども、消費税が変わったときにはこの条例改正は、もう出てこないという考え方でいいですね。

○佐々木浩司建設港湾部長 今後税率が変わった場合には、自動的にその税率になるということで考えています。

○山田庫司郎委員 はい。

条例的には理解させていただきました。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司副委員長 今、山田委員から質疑がなされて、私もここに数字があったのが、1.08があったのが、それが消えて、いわゆる議会にかけなくても自動的に消費税が変化すればそれに基づいて変わるというふうになると。

一見、これは合理的に見えますけれども、実は逆に議会側からすると、議会にかけられないですから表に出ないということです、ある意味ね。

そういう点では、以前平成26年のときに私もこの部分で、自動的に結果として上がるというのは、これは反対だということで、討論を行った経緯がありますけれども、やはりこれは先ほど山田委員も言いましたけれども、数字を入れて変化があれば変化に

応じて提案すると、そして議会の承認を得るという
手続をすべきだという点で、今回、普通河川、準用
河川が出てますけれども、同じくそういうふうな形
になってると。

多分、前回のときに、提案をし忘れたのかちょっ
とわかりませんが、結果としては残っていたという
ことですが、これはやはり私としては、非常
に問題としてあるということで、これは数字を入れ
るべきだというふうなことであります。

ですから、これについてはちょっと同意できない
ということでもあります。

○栗田政男委員 討論に参加をさせていただきます。

まったく理にかなった改正だと思います。

市の条例の中でバラバラというのは全然それはや
っぱり直すべきですし、あまりにも消費税が細かく
上がり過ぎた今までの経緯があって、上がるか上が
らないかわからなくて延びたとか、いろんなことが
今までの近過去の間に行われてたということで、
しょうがない部分もあるんですが、整理できるもの
を整理することと、消費税は決して10%で止まるわ
けではないというふうに私は考えております。

まだまだ上げなければ、日本はもたないというの
が当たり前の話なんで、それはほかの場面で議論さ
せていただきますけれども、そういう中でもいまい
ちその部分を、こういう形で表に出すから出さない
とか、そういう議論じゃないんですね。

そういう無駄なことは何にもすることないので、
それに合わせて自然に変わっていくっていうのが非
常に合理的ですし、かつ効率的だと思います。

消費税の上げる上げない議論というのはまた違っ
た場面で、まして我々市議会の中ではなかなかそれ
を決定する機関ではないですから、慎重に扱わなけ
ればならないというのもひとつ申し添えたいと思
います。

こういうのはいい形ですから、いい改正の仕方な
ので、どんどん進めていただきたい。

賛成討論になりましたけれども、そういうことで
あります。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第9号、網走市道路占有料徴収条例の一部を
改正する条例制定については、大方の賛成により原
案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第10号、網走市普通
河川管理条例の一部を改正する条例制定について説
明を求めます。

○澁谷一志都市管理課参事 議案資料37ページ、資
料8号をごらんください。

議案第10号、網走市普通河川管理条例の一部を改
正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨、内容、施行期日は、議案第9号と同
じであります。

資料の38ページから40ページに、条例の新旧対照
表を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司副委員長 ちょっと確認ですが、ここで
占用期間が一カ月未満の場合というふうになってお
ります。

そういう使用の仕方というのはどれぐらいのケー
スあるんでしょうか。

○澁谷一志都市管理課参事 この普通河川について
は、1か月未満の使用というのはないんですが、道
路占用の場合で言いますと、例えば8月の網走神社
祭で、四条商店街に露店の出店がございます。

それが対象になります。

○松浦敏司副委員長 普通河川においては、基本的
には現状ではないというふうに捉えていいのか、そ
して、今後もこの点では、利用というのはほとんど
ないというふうに捉えていいんでしょうか。

○澁谷一志都市管理課参事 現在も、そのような事
例はなくて、今後は全くないとは言えないと思
います。

○松浦敏司副委員長 よくイメージできないんです
けれども、例えば、あるとすれば、この普通河川で
1か月以内に使うような、あり得る使用の仕方
というのは例えばどんなものが考えられるん
でしょう。

よくイメージができないんですが。

○澁谷一志都市管理課参事 例えば工事におきまし
て、1か月未満で、簡易的な工作物を設置すると
か、そういうのは考えられます。

○松浦敏司副委員長 はい、その辺は理解しまし
たが、先ほども言いましたけれども、数字が1.08で入
っていたのが、これはなくなって消費税が変化すれ

ば、その都度、自動的に認めるということになっていくということは、条例にも書いていますので、この点について私も先ほどと同じ態度で、ちょっとこれについては反対せざるを得ないということであり

ます。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 今の反対という意見も出ました。

私も、消費税の増税がさまざまな市民生活に影響を与えるというのはちゃんと議会で、その都度、もし上がるという議論があるんであればですね、議論していくということが必要だというふうに思います。

こういうことにも消費税の影響というのはあるんだなっていうのは、やっぱりこれによってわからなくなってしまうというのが、将来的に果たして正しいことなのかと思うと既に変わってしまってるものもありますけれども、それらも含めてですね、ないことによる影響のほうが、僕はこれを変えることよりも大きいというふうに思いますので、ここはちゃんと数字を入れるべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

休憩させていただきます。

午後11時43分休憩

午後11時50分再開

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

私としては、この件に関しては賛成でございます。

先ほどの議案でございました、栗田議員の説明と大方同意でございます。

ただ1点申し上げるのであれば、この説明に関して答弁の中から聞き取れたのは、前回の消費税増税のときに変えておくべきだったところを、今回、変えているという趣旨だったと思います。

それがこの議案を読むと読み取れなくて、このような議論を呼んだのかと思いますので、補足でも構いませんので、今度からそういう説明があれば、よりスムーズにいくのかなと思います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 私も、今回の改定はこれで賛成したいと思います。

先ほどもやはり討論でありましたけども、決まった消費税を網走市だけ前の消費税で払うということもあり得ないことですので、そのときの決まった消

費税で払うというふうに書かれていますので、これで賛成です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第10号、網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第11号、網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課参事 議案資料41ページ、資料9号をごらんください。

議案第11号、網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨、内容、施行期日は、議案第9号と同じであります。

資料の42ページから46ページに、条例の新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司副委員長 ちょっと勉強不足でわからない点があるんですが、先ほどの普通河川と、今、提案のあった準用河川というふうになっていますが、この違いについて伺います。

○澁谷一志都市管理課参事 河川には、河川法の準用を受ける1級河川、2級河川、あと準用河川と、河川法の適用を受けない普通河川の4種類に区分され、普通河川は市町村が条例を策定し、管理している河川になります。

準用河川につきましては、河川法の準用を受け、網走市が管理している河川になります。

○松浦敏司副委員長 よくイメージできないんですが、例えば網走で言えばどういった川があるんですか。

○澁谷一志都市管理課参事 準用河川ですが、網走には3つの河川がございます。

例えば、一番わかりやすいのが、オビオショップ川といいまして、学園通り沿いを流れている川がございます。

それと、卯原内のほうのニタテヨコツナイ川、もう一つが丸万川となっております。

○松浦敏司副委員長 はい、わかりました。

川についてはわかりましたが、これ、先ほども普通河川の中では、現状はあまりないということだったんですか、これについても一カ月未満の使用というのは、基本的にはあまりないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○澁谷一志都市管理課参事 昨年度の実績では、申請はございません。

○松浦敏司副委員長 結論的には、先ほど私、普通河川でも言いましたけれども、1.08という数字が消えて、消費税が上がれば自動的に上がるということで、議会にも触れないというような状況になりますので、これについては賛成できないということであります。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 以前の討論とも似ているんですけども、やはり消費税の討論は別として、決まったものを、この支払うときの文言自体を変更したいとのことでしたので、これで賛成いたします。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第11号、網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第12号、網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広営業経営課長 議案資料47ページ、資料10号をごらんいただきたいと思います。

議案第12号、網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1. 趣旨でございますが、水道法の一部を改正する法律の施行による指定給水装置工事事業者に係る指定更新制度の導入に伴う更新と更新手数料を定めるとともに、関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴い、当該条例に規定すべき関係規定の所要の改正を行うものでございます。

2. 内容についてでございますが、1点目は、指

定給水装置工事事業者の定義に水道法に定める指定の更新を受けたものを含めること。

これは、条例規定上の指定給水装置工事事業者の定義の中に新たに指定の更新を受けたものを追加するものでございます。

2点目は、指定給水装置工事事業者の指定の更新の際に、徴収する更新手数料を定めること。

これは、今回の改正による更新手数料を既存の新規手数料と同額の1万円とするものでございます。

3点目は、水道法施行令の一部改正により給水装置の構造及び材質の基準に係る条文に条ずれが生じたことから、修正を行うこと。

これは上位法令である水道法施行令の条番号に変更があったことに伴い、条例の条文番号を繰り下げて対応するものでございます。

4点目は、給水の停止要件から指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を除くこと。

これは一般的に水道料金等の滞納があった場合に、給水を停止できる旨の条例条文中から、水道使用料ではない業者指定に関する手数料については適用しないものとするものでございます。

3、施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございまして、条例の新旧対照表及び更新手数料額については、48ページ、49ページのとおりでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○山田庫司郎委員 今回は要するに、指定給水装置工事事業者の更新が新制度としてできたと、ということは従来は更新はなかったということなんですね。

それと、更新というのは例えば、何年たったら更新手続をしなければならないというようなことが中身的にあるのかとか。

○野呂俊広営業経営課長 今回の改正に至る背景等について御説明しますと、平成7年以前は各水道事業者、各自治体が独自の基準を持って、この給水装置工事施行業者、いわゆる指定業者を指定していたということだったんですけれども、国への指定緩和の流れで、平成8年に全国一律の指定基準によるものという制度になったということがありまして、網走市では平成10年度から、それを適用して実施しています。

全国一律の指定基準になったということで、事業者数が全国的に大幅に増加した一方で、無届け工事

ですとか不良工事も多く発生しました。

これまでは新規のみの指定であったため、そのあと事業の廃止ですとか、住所変更ですとかその他もろもろの届け出がない場合に、所在不明な業者が存在するといったような課題がありました。

それでそういう課題を対応するということと、業者さんの資質の維持向上を図るということから、その指定の有効期間を今回5年に定めて、それで、その指定更新の際には、改めてその指定の要件を確認するということと同時に、その徴収手数料を1万円いただくということから、今回の事業を進めようとするものでございます。

○山田庫司郎委員 理解しました。

今、何社ですか。

○野呂俊広営業経営課長 現在45業者ございます。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 理解したんですが、この手数料1万円というのは何か理由があるのでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 今回この更新手数料1万円と設定した根拠は何点かあるんですけども、現在は新規手数料としていただいている手数料が1万円であるということから、事務負担料もおおむね同等程度だろうというふうに考えたということ、それから職員の現在の平均給与と、今回のこの事務に係る所要時間等を計算すると、おおむね1万円になるだろうということと、道内の自治体の今回の動向の調査をしたところ、1万円とする自治体が多かったということを総合的に勘案して1万円ということで設定してあるところでございます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、お諮りいたします。

議案第12号、網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第14号、財産の取得に係る契約の一部変更について説明願います。

○柏木弦都市管理課長 議案資料51ページ、資料12号をごらんください。

議案第14号、財産取得に係る契約の一部変更について御説明いたします。

令和元年6月の第2回定例会により、議決いただきました、平成31年度社会資本整備総合交付金による除雪グレーダーの契約の一部変更を行うものであります。

1の契約変更の理由ですが、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、契約金額の変更を行うものです。

2の契約変更の内容ですが、契約名称が平成31年度社会資本整備総合交付金による除雪グレーダーであります。

当初、契約金額が税込み価格で3,974万4,000円です。

変更後、契約金額が4,048万円で契約を行おうとするものです。

契約の相手方、納入期限について変更はなく、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第14号、財産の取得に係る契約の一部変更については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第15号、財産の取得に係る契約の一部変更について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料52ページ、資料13号をごらんください。

議案第15号、財産の取得に係る契約の一部変更について御説明いたします。

令和元年6月の第2回定例会により議決をいただきました、平成31年度網走市公共下水道、下水汚泥運搬車更新の契約の一部を変更するため、本議会の議決を得ようとするものでございます。

1の契約変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法等の一部改正に伴い、契約金額の変更を行うものでございます。

2の契約変更の内容でございますが、当初契約金額2,511万円を2,557万5,000円に変更し、契約を行おうとするものでございます。

契約の相手方、納入期限については変更はなく、資料に記載のとおりでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、お諮りいたします。

議案第15号、財産の取得に係る契約の一部変更については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第17号、財産の無償譲渡について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案第17号から議案第21号までの5件につきましては、設置の経過及び譲渡の理由が同じですので、その部分について一括して説明をいたします。

無償譲渡をする財産は、平成26年度で完了した海岸事業において、護岸工事施行の際に付近の水産加工場が利用している井戸水の汚濁を防止するために設置をした水質汚濁防止施設であります。

無償譲渡の理由は、平成26年10月から5カ年の検証期間を設け、井戸水の検証をしてきたところですが、海岸事業に起因する井戸水への影響はないものと判断し、本来であれば、市が除却しなければならない水質汚濁防止施設について、撤去費用等を鑑み、無償譲渡をするものです。

また、各施設が所在している土地は、一部を除き、各水産加工会社の所有地であります。

それでは、議案第17号について御説明をいたします。

議案資料54ページ、資料15号をあわせてごらんください。

譲渡する財産は、網走市北7条東1丁目に設置をした、パネルタンク構造カートリッジ式ろ過設備一式です。

譲渡の相手方は、株式会社朝倉商店になります。

設備の建設年月、建設費等の詳細につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○栗田政男委員 経過も知っている中で確認をしましけれども、説明にあった中では、既存のボーリングしてるものは、この設備を通らないものも、基準内の水質を確保してるという考え方でいいんですか。

○梅津義則港湾課長 加工場で使用している水につきましては、全てこの施設を通して使用しているという状況でございます。

○栗田政男委員 わかりました。

そういう心配があったのでこの設備を設置して、通して使うということを理解させていただきました。

そうならば今の段階では大丈夫ですよということなんでしょうけれども、それは今後もここを通して供給されるわけだろうと思いますけれども、浄化しなくても大丈夫なような水質に戻ったということで、戻ったというか、になってるという現状でよろしいですか。

○立花学都市整備課長 護岸工事については、平成18年から平成26年におきまして、護岸工事を行いました。

その後、その水質のモニタリングを続けておりまして、護岸工事が影響されるような水質の汚濁とか、水質が悪くなっているという結果が出ていないという状況の中で、今回無償譲渡するという手続になっている状況です。

○栗田政男委員 その説明でいくと、本来この装置を通さなくても十分使えるという水が確保されてるということなんですが、撤去費用その他は多額にかかってしまうものもあるんでしょうけれども、これを渡す側っていうかもらう側の企業さんたちは、今後この施設を自分たちで管理運営していくというような話をしっかりできているんでしょうか。

○梅津義則港湾課長 5年前にこの施設を継続して使用するとなったときから、その維持管理につきましては、水産加工場のほうでしていただくということで契約をしております、今までもそういった形で継続して行ってきました。

○栗田政男委員 はい、それはよくわかりました。

各施設いろいろ詳しく説明が載ってるんですけども、相当施設に差があるような気がするんですね。

それはそれとしてその当時の状況でこういう形に

なってると思うんですけども、企業側さんはそれをどう今後活用するかっていうのは企業任せということで理解をいたします。

そういう話がしっかりできているのであれば、無理して市が撤去する費用を出す必要もないですし、できるならば今後に備えてこの施設を活用してもらうことによって、より一層安全な水の供給ができると思うので大変いいことではないかなというふうに理解をいたしました。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

○松浦敏司副委員長 ちょっと確認ですが、これ、それぞれ合わせると3億円ちょっと超える金額になるんですが、これは国や道の補助金などは入っているんでしょうか。

○梅津義則港湾課長 建設する段階では、国の補助が55%入ってございますけれども、こちら本来であれば、平成26年度に海岸事業が終わった時に撤去をするものだったんですけども、継続して状況をみたいということで国のほうに相談をしまして、その部分につきましては、国費については平成27年度に返還をしております。

平成27年度の当初予算で返還をしております、残存価格に対する補助金分を返還しております、55%という補助率でしたのでその金額を返還しております。

○松浦敏司副委員長 つまり残存分については、国に返したということで理解いたしました。

わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りいたします。

議案第17号、財産の無償譲渡について、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第18号、財産の無償譲渡について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料55ページ資料16号をあわせてごらんいただきたいと思います。

譲渡理由については、議案第17号と同じでございます。

譲渡する財産は、網走市北1条東2丁目15に設置

したパネルタンク構造カートリッジ式ろ過設備一式でございます。

譲渡の相手方は株式会社カネコメ田中水産になります。

設備の建設年月、建設費等の詳細は資料に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 一件一件のそれぞれ議案が出てくると思うんですが、それぞれあるということなんですけれども、今ここに出てくる中では企業でいうと数社あるんですけども、それ以外にもこの工事が行われた、この目に沿ってある水産企業で、井戸水ではないにしても海水などをくみ上げて、いずれにしても工事に影響があるような海水の使用をしている水産加工会社があると思うんですが、そこら辺は途中でもし撤去をしたとか、もしくは最初からうちはつけなくていいよと言われたとか、いろいろと状況がそれぞれあると思うんですけども、どういった形でここまで進んできたのか、教えていただきたいと思います。

○立花学都市整備課長 今回の護岸工事につきましては、1,320メートルの延長の整備を平成18年から施行を行ってます。

この沿線沿いには、今回の加工場の無償譲渡先の加工場以外にも、あと2社ほどあるかと思うんですけども、今回設置いたしましたろ過施設ですね、ろ過施設を設置した経緯につきましては、平成18年に工事を着手してすぐに加工場が所有されている井戸水に水質障害が発生したと、そのことで事業の損失を防止するために、各井戸からあがる水を浄化するろ過施設を設置していったというのは聞いてございます。

当初の1,320メートルのうち、大体真ん中あたりの工事区間において取水障害が発生したという状況がございまして、そこから影響が及ぶだろうという予想のもと、今回、加工会社については当初、旧加工場について対策が必要だということで、事業損失防止施設を設置しながら、護岸工事を行ってきた経緯でございます。

平成26年に全ての工事が完了した際に、加工場との協議の中で2加工場については撤去をして構わないというお話がありましたので、それについては平成26年に撤去をしていくという状況でございます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第18号、財産の無償譲渡について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に議案第19号、財産の無償譲渡について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案第19号について御説明をいたします。

議案資料56ページ、資料17号をあわせてごらんください。

譲渡の理由等につきましては議案第17号と同じでございます。

譲渡する財産は、網走市北5条東2丁目2に設置した鉄骨造の機械室と海水精密ろ過設備一式です。

譲渡の相手方は北見食品工業株式会社になります。

設備の建設年月、建設費等の詳細は資料に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りいたします。

議案第19号、財産の無償譲渡については全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に議案第20号、財産の無償譲渡について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案第20号について御説明をいたします。

議案資料57ページ、資料18号をあわせてごらんください。

譲渡の理由は、議案第17号と同じでございます。

譲渡する財産は、網走市北5条東2丁目3-1に設置した鉄骨造の機械室と海水精密ろ過設備一式です。

譲渡の相手方は、同和食品株式会社になります。

設備の建設年月、建設費等の詳細は資料に記載の

とおりです。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、お諮りいたします。

議案第20号、財産の無償譲渡については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第21号、財産の無償譲渡について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案第21号について御説明をいたします。

議案資料58ページから60ページ、資料19号をあわせてごらんください。

譲渡する財産は、網走市北3条東2丁目、網走市北9条東1丁目7-7、網走市北8条東1丁目12-3の3カ所に設置をした鉄骨造の機械室と海水精密ろ過設備一式です。

譲渡の理由は、議案第17号と同じでございます。

譲渡の相手方は株式会社マルキチになります。

これらの3施設は、株式会社マルキチの所有地と隣接をする私有地に設置をしております。

設備の建設年月、設備等の詳細は資料に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第21号、財産の無償譲渡については全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ここで理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に請願の審査を行います。

初めに請願第1号についてです。

この請願は6月20日に当委員会に付託されました

が、継続審査となっております。

この請願について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司副委員長 この請願は、私どもの会派の村椿委員が紹介議員となっております。

御承知のとおり、10月1日から予定どおり消費税10%というふうになろうとしています。

ただ、この請願者が書いてありますように、年金生活者の人たちは、とりわけ毎年、実質年金の支給額が減っていくと、あるいは低所得者の皆さんは相変わらず所得がふえない段階にあるという中で、消費税が8%から10%、1万円の買い物をすれば千円を支払わなければならないという大変重たい消費税になります。

また、小売業者にとっては非常に複雑な複数税率ということで、10%のものや、8%のものや、6%のもの、あるいは5%という形で非常に混乱することが予想されているというようなことで、基本的にここに書かれているように、中小企業あるいは小規模業者の経営そのものを圧迫するということが、もう既に私も何人かから相談されていますけれども、いつだめになるかわかんないというようなことも言っている人もいらっしゃるし、その心情を考えたときに、やはりこの網走市全体の経済状況を見ても、決して上向いていないという状況からすれば、この消費税の増税というのは、やはりしてほしくないと、やめてほしいと、この思いは十分理解できますので、ぜひ採択していただきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 今、松浦委員のほうからいろいろお話ありましたが、これは国の財政状況を見てですね、やむを得ない国の税制度の改定だと私は考えていますので、これについては賛成できないということで、継続で審査していただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

請願第1号ことし10月からの消費税増税の中止を求める請願につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とするということを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 次に請願第4号についてです。

6月20日に当委員会に付託されましたが、陳情者より8月30日付けで取り下げ願いが提出されていますので、委員会として請願第4号について、取り下げ承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということなので、請願第4号J R北海道の路線維持見直し策の運行継続についての請願については取り下げ承認すべきものと決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 次に、請願第7号J R北海道における単独では維持することが困難な線区（石北本線及び釧網本線）の維持・存続についての請願について審査をいたします。

委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○川原田英世委員 先ほど議論があつて、議案の部分にもかかわってくるところですけれども、やはりこの請願の中にあるように、2年後その先のことにについて何も決まっていないという中で、J R北海道がこれをしっかりこの地域としても残していこうだとかですね、そういった取り組みをしてもなかなかその先が見えない中でというのは、厳しいんだろうなという、厳しいというかですね、取り組むにしてもやはり将来的な展望が見えた上で取り組んでいくというのが、重要なんだろうというふうに思います。

そういった中で、いつまでにどこまで頑張れとかそういうことは必要なかもしれないですが、やはり長期的な視点も一つ持ちながらやっていかなくちゃいけないという意味も含めて、2年後先の財政支援ということも、これはやっぱり網走としても要請していかなくちゃいけないだろうということと同時に、2番目にあるようにやはり負担軽減、これもしっかりと地域に対して、国がしっかりと行っていついていただきたいというふうに声を上げていく、これはやっていく必要があるというふうに思いますので、通すべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 確認しますけれども採択ということでよろしいですか。

○川原田英世委員 はい。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司副委員長 そもそも言えば、国鉄の分割民営ということで、当初からJ R北海道は赤字だ

というのは、もう当時の政府も認めていて、だからこそ基金を持たせてその運用で赤字分は補填するというようなことでやっていたけれども、しかし低金利政策によって、その運用そのものが立ち行かなくなるというような状況もあると。

一方で、新幹線という大赤字が出るようなことに力を注いで、そしてその一方で、その影響で貨物の路線を減らすようなことにもおわすというようなことで、大変大きな問題があり、国の責任が極めて重大だというふうに私は思います。

その意味では、今回この上がっている請願についてはもっともな話で、2年と言わず、これは引き続き国の責任で支援すべきだというふうに思います。

そういった点で、この請願の内容については十分理解できますので、採択すべきと考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 私も全文同意いたしますので、採択でよろしいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 午前中の審議でもこういう関係のものがあつたので、お話をさせていただきました。

基本的な考え方としては私は個人的には反対でございますが、当市において、また、この請願者のように、多分OBの方ではないかと思います。

国鉄時代からずっとやってらっしゃる方のOBの方の思いというものも、この中に含まれているような気がしますし、網走市としての考え方としてこういう考え方が大方ではないかなというふうに私も感じてるところは多分に多いので、請願は請願ですからそういう思いがあるということは、その願意を十分尊重した上で、この件に関してはその私の個人的な見解は別にして採択をしていただきたいなというふうに思います。

○立崎聡一委員長 はい、他に。

○澤谷淳子委員 私も、やっぱり赤字なのはわかってるんですが、何とか維持・存続で、私も採択したいと思います。

○立崎聡一委員長 はい、各会派皆さん御意見が出ましたんですけれども、全員採択というお話でよろしかったと思いますが、請願第7号JR北海道における単独では維持することが困難な線区の維持・存続についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 次に請願第31号総合的な公共交通計画の策定を求める請願についてです。

資料1号のほうをごらんいただきたいと思います。

この請願につきましては平成30年12月13日の総務経済委員会にて、採択と決定され、請願原本を市に提出した経緯がございます。

網走市議会会議規則第96条に採択された市に対する請願・陳情については、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきと決定したものについては、これを請求しなければならないと記載されており、委員会内において請求すべきと決定されたことから、現時点における市での検討状況等についての報告を求めたいと思います。

○田口徹観光商工部次長 総合的な公共交通計画の策定を求める請願のその後の経過でございますけれども、平成31年度当初予算におきまして、地域公共交通網形成計画策定事業として270万円の予算を計上しまして、現在、計画の策定を進めているところでございますけれども、本計画につきましては、人口減少、少子高齢化が進み、公共交通事業取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、策定するものとしております。

この網形成計画とは、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするものでありまして、ビジョニク的な役割を果たすものと考えております。

策定期間は、令和元年度、令和2年度の2年間を予定しておりますが、本年度は、乗降調査などのデータ分析や市民アンケート、さらには意見交換会の実施などにより、地域公共交通における課題を整理し、来年度には得られたデータや市民の声などに基づき、地域公共交通網形成計画を策定していきたいというふうに考えているところです。

現状といたしましては、計画に幅広い地域の声を反映するため、公共交通事業者、それから道路管理者、地域住民団体、利用団体、経済団体などで組織します網走市地域公共交通活性化協議会を開催いたしまして、計画策定に着手しているところでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 ただいま御報告いただきましたが、質疑等ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第31号に対する市の状況等については報告を受けたということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 次に、陳情の審査を行いたいと思います。

陳情第13号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情について審査いたします。

委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○川原田英世委員 これはたびたび上がってきている陳情ですけれども、やはり、大きな課題で一步進んでもやっぱりさまざまな問題がまた出てくるところであります。1、2、3どれも、しっかり行っていかなくちやならないことだというふうに思いますので、採択すべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 私どもも全文賛同いたしますので、採択すべきだと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 私も全文採択でお願いいたします。

○松浦敏司副委員長 私も、これまでもこのような同様の陳情が上がってきておりますので、内容的には賛同できるということで、採択ということをお願いします。

○立崎聡一委員長 他に。

栗田委員、よろしいですか。

採択という方向でよろしいですか。

○栗田政男委員 はい。

○立崎聡一委員長 委員皆さんの御意見をいただきました。

陳情第13号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで意見書を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

意見書を配付したので、内容等を御確認願いたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第7号JR北海道における単独では維持することが困難な線区の維持・存続についての請願、陳情第13号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情については、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで理事者退席のため、暫時休憩をいたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○立崎聡一委員長 それでは再開いたします。

次に行政視察について協議いたします。

6月20日の総務経済委員会において、10月に3泊4日で行政視察を行うこと、6月27日に総務経済委員会にて視察先、視察項目について委員の皆様から幾つか案を出していただきました。

正副委員長一任ということで決定した次第でございます。

10月1日火曜日から10月4日までの3泊4日の日程で、この点につきましては皆さんで御協議いただいたと思いますけれども、行程表、多分皆さんのところに行ってると思うんですが、ごらんいただきたいと思います。

まだ未定の部分もございますが、予定としてはこのようなスケジュール感で動いていこうと考えておりますが、現段階で御質問等がございましたら、受け付けたいと思います。

皆さんの方から何かございませんでしょうか。

○栗田政男委員 視察先が多分、大変御苦労されたのかなと思うんですけども、新潟で最終日になるのかな、長岡で終わって、やっぱり東京へ下がらないとだめなのかなというような気がするのだけれども、これはしょうがないの。

○立崎聡一委員長 これ近畿日本ツーリストさんのほうにお任せをしてるんですけども、その辺についてはちょっと僕も専門業者ではないんでお答えし

かねるんですけれども、多分これが1番最良の案なんだろうという理解のもとで、このように組ませていただきました。

新潟から直接札幌入って札幌からっていうお話だとは思いますが、行程上こういう形になるのかなというふうに理解はしてました。

○栗田政男委員 時間がもったいないなとただ単純にそう考えてるだけの話なので、最終便で帰ってくるのがこれもう本当に退屈な話だなというような気がするのですが、その間に何にもすることがないので、単なる車中ですね。

それはそれでそういうことであればしょうがないので、多分他のつながりがなかったんじゃないかという気がするのですが、しょうがないと思います。

○立崎聡一委員長 視察先の場所の選定の段階でも、いろいろと苦労して、時間が多少無駄になる部分はあるかと思うんですけれども、本当に大変副委員長とともに苦労したということは御理解いただきたいなと思います。

それから事務方のほうもかなり御苦労されたというのは事実でして、皆さんやっぱり9月議会、決算議会なものですから、決算委員会が多いものですから、なかなか受け入れ先がすんなりと決まらなかったっていうのが正直なところでございますので、何とかこの形に落ちついたのも、本当によかったなという、正副委員長で胸をなでおろしているところでございます。

○栗田政男委員 だから、その辺も含めて我々のほうでも経験ある議員もいっぱいいらっしゃるのですが、やっぱり向こうが議会やってるときはなかなか、議会っていうのもそれぞれのやり方、各地域で多少前後するところがあるので、それをずらした視察というのも今後はやっぱり検討していかないと、無理して入れてくというのはなかなか大変な作業になってくるのかなという気がします。

こちらのほうとしては、1年に1回の視察ですから、通常慣例で行われている視察なので、その辺は時期も踏まえて受け入れ側の受け入れやすいような時期を選定するというのも一つの方法なのかなという気がしますので、その辺は、今後の課題として検討されたらいいのかなというふうに思います。

○松浦敏司副委員長 栗田委員おっしゃるとおりで、やはりただ日程が先に1日からというふうに確認しちゃってるもんですから、そこに限定せざるを得なかったんです。

ただやっぱり、次回からはこの秋のこの時期の視察についてはやはり、少なくとも一週ないし二週ずらさなければ、やはりだめだなっていうのを痛感しましたので、栗田委員の言うとおりでと思います。

今後に大いに生かしていきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようなので、このような予定で行いたいと思います。

なお、行政視察後の報告書を各自それぞれ提出していただきたいと思います。

締め切り日は10月25日金曜日17時までということで、よろしくお願いいたします。

○栗田政男委員 そういう仕切りではなくて、まずはレポートを出すのか出さないのかをしっかりと確認をすること。

口頭でそれをまとめてもらう方法もありますし、必ずレポートを出すを決まってるわけではないので、まず委員会の中でレポートの提出、あのどういうまとめの仕方をするのかというのをきちっと議論した中で進めていただかないと、レポートありきではないということで、きちっと進めてもらいたい。

○立崎聡一委員長 ちょっと休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

大変失礼いたしました。

従来、行政視察終了後、報告書をそれぞれの方に提出していただいたという過去の経過がございますが、このたびはどのようにしたらよろしいか、御意見をとりたいと思います。

○栗田政男委員 最近の流れに続いて各自しっかりとしたレポートで提出して、それを委員会の中でまとめて提出するという形がよからうとます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、各自それぞれレポートを書いていただきまして、提出させていただきたいなというふうに思います。

行政視察については以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

午後1時47分休憩

午後1時53分再開

○立崎聡一委員長 続きまして、秋季視察について

協議していただきたいと思います。

秋季視察は所管委員会として所管に属する市内の施設等の状況を把握しておく必要があるため、毎年実施しているという経過がございます。

今年度につきましては、秋季視察の実施について、実施するか否かを協議していただきたいと思います。

○栗田政男委員 我々の委員会はそういう施設が非常に重要な位置づけになるかと思しますので、特に新しい方も多いので、ぜひとも実施をしていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 ぜひ実施の方向で。

○立崎聡一委員長 はい、今実施する方向でということなんですけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは視察先と視察日等を御協議願いたいと思います。

視察先については期限を設けてそれぞれ考えていきたいと思しますので、ある程度、選定をしていただきたいなと思いますが、例年でいきますと、選定の要望がない場合は正副委員長に一任という声が多かったのかなというふうに記憶はしております。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 休憩します。

午後 1 時53分休憩

午後 1 時53分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

他に御意見ございますか。

○栗田政男委員 いろいろことしのスケジュール、改選期ともあつて考えたところ、この秋本当に我々もタイトなスケジュールで活動しなくちゃいけないということ、特に公的な活動に関しては常任委員会の行政視察も10月の頭にあるということで、先ほどはやったほうが良いという意見を申し上げましたけれども、いろいろ詳細に考えた結果、本年はいろんな形で各施設の見学もこの前終わったばかりですから、様子を見て来年度しっかりと、計画を立てていければよいということではないかというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ今年度につきましては今栗田委員からお話があったとおり、改選期でもございまして、いろ

いろと皆さんスケジュール調整が難しいということと行政視察等もありまして、なかなか時間が取れない、それから相手先との確認がちょっと難しいということもございまして、今年度は実施しないという方向でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ということで決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 それから 1 点、先ほど決定いたしました陳情第13号に係る意見書の提出先についてですが、J R北海道なんですけれども、必要な地方財政措置を講じるとありますので、総務大臣を加えて本会議に上程したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 あと、皆様のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で総務経済委員会を終了いたします。

どうもご苦勞様でした。

午後 1 時55分閉会